

## 児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

令和3年2月3日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		国の基準は十分に満たしています。その日の利用者数や児童の様子に合わせて、スペースを区切る等工夫しながら日々の療育を行っています。	コロナ感染症予防のために定期的な換気を行うため一定時間で指導訓練室を移動するなど、スペース活用について、今後も職員間で意見を出し合い、適切な療育空間の活用に努めて参ります。
	2 職員の配置数は適切である	○		配置数は十分に足りています。入所したての児童、利用児童の様子や支援方針に合わせて集団活動や、1対1での関わりを持つ等の工夫を行っています。	職員配置数は十分適切ですが、今後も体制の維持に努め、更により良い療育を行っていただけるよう、話し合いを行って参ります。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		事業所はフラットであり、現在対象児童がいないため、安全を担保できていますが、完全なバリアフリー化はされていません。	完全なバリアフリー化はされていませんが、事業所は1階にあるので、受け入れ希望があった場合は、対応を検討して参ります。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		室内の換気・清掃を毎日行うことで清潔を保てる様心掛けております。	コロナ禍の対応として、マスク着用・手洗い・三密を避けるなど、感染症対策や、衛生環境への配慮を徹底して参ります。また整理整頓を徹底し、利用児童が更に心地よく過ごせる環境となる様、職員一同で連携して参ります。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		各職員で意見を出し合うことが重要であると考えておりますので、細かく話し合う場を設けています。	職員全体で話し合うことで共通理解から連携へ繋がっていくことが出来るよう、今後も密に会議の時間を設けて参ります。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		アンケートを実施する際は評価表の内容を保護者様から分りやすいよう説明文も一緒にお渡ししています。また、保護者様のご意向を把握することで業務改善に繋げていただけるよう職員での話し合いの場を設けております。	集計結果に基づき、職員での話し合いの場を設け、改善すべき課題について整備をして参ります。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		COMPASS 発達支援センター公式 Web サイトにて公開しています。評価結果は、職員間で共有し、今後の課題を皆で考え、対応している様に努めています。	今後も毎年公式 Web サイトにて自己評価の公開を行って参ります。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後課題として検討して参ります。
適切な支援の提供	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		コロナ禍のため今年度の参加機会は減っておりますが、従来は積極的に参加し、参加した職員が事業所内にて周知するよう努め、研修に参加した者が事業所内にて周知できるよう時間を設けています。	職員全員での研修の実施は物理的に保護者様と話す場を確保し、また本社内作成の研修動画を活用することで職員の資質向上に努めております。外部研修の機会には、今後も積極的に参加し、常に全職員の資質の向上を図って参ります。
	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		送迎時やその他あらゆる機会を捉えて保護者様へ児童の現状についてお伝えするとともに、アセスメントは児童が担当し、適切かつ客観的に実施し、児童の状態や、保護者様のご意向などを踏まえて計画を作成しています。	今後も送迎時やその他あらゆる機会に保護者様と話す場を設け、また、定期的モニタリングを行うことで保護者様のご意向を確実に踏まえた児童発達支援計画書を作成して参ります。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		統一化されたアセスメントシートを使用し、内容を元に支援計画の作成へと繋げています。	より良い支援計画内容を目指し、今後も継続してアセスメントを行って参ります。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		ガイドラインを遵守した上で、児童一人ひとりの状況を確認して、児童・保護者様のご意向や課題から必要な支援内容や優先順位を踏まえ、提供すべき支援内容の組み合わせを設定しています。	今後はご家庭や地域との連携を更に深め、モニタリングを行っていく中で、新たな課題や達成できた内容の把握を行い、各児童の成長を促していくよう具体的な支援内容を立案して参ります。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		支援計画の内容を元に各児童の療育プログラムを設定しています。	各児童のその日の様子によっては、支援内容の変更も視野に入れた療育を進めていく必要があると考えています。随時調整を行いながら、その都度、最良の支援を行えるよう努めて参ります。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		活動プログラムの立案は職員全員で意見を出し合うことで課題に沿った活動を立案しています。プログラムは利用児童の特性・現状と記録を参考にその都度組み立て、共有しています。	療育の過程で知り得た児童の反応や変化を大事に配慮し、今後も全職員で話し合いを行い、様々な観点から計画を立案して参ります。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		習慣化と定着を目指し、固定化した繰り返し行う療育を確認しています。日々の記録から進捗を確認することで児童の発達や成長に合わせた個別の課題を考え、職員それぞれの工夫や関わり方に変化をつけ固定化しない活動内容を工夫しています。	今後話し合いの場を設け活動プログラムについて立案を行って参ります。平日の連続した活動、長期休みには季節の行事や製作等も取り入れて、変化を持たせた活動も企画して参ります。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	○		児童個々の特性を勘案した支援計画を作成しています。	今後も保護者様との共通理解の元、児童一人ひとりに必要とされる支援内容を検討し、作成して参ります。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		朝礼の時間を使い、療育する児童の情報確認、役割分担を行っています。必要に応じてその日の支援内容や、それぞれの児童の課題や気づき等について話し合っています。	今後も朝礼で、当日の流れをはじめ、支援内容や役割分担について職員全員で情報共有の上連携に取り組んで参ります。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有している	○		その日の児童の様子など、気になる点があった場合や、保護者様からの相談内容等を共有できるようにしていますが、送迎など物理的な時間の制約があるため、当日中に意見交換ができない場合、気づきを支援経過記録に記載し、発信して、共通認識に努めています。	全職員で情報を共有することにより、今後の支援内容へと反映できるように努めます。また今後は、定期的なケース会議でも個々の児童について話し合い、職員の具体的な役割や、分担についても話し合い、療育活動に反映して参ります。
19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		記録は各児童ごとにその日のうちに都度行っています。記録により児童の状況の振り返りができています。	記録は、重要書類であることの認識を全員が持ち、今後も正確に残して全員周知・振り返りができるように行って参ります。	
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		少なくとも6カ月に1回は、モニタリングを行い、支援計画の見直しを行っています。	定期的なモニタリングを継続して、必要であれば期間に拘らず見直しを行って参ります。	
関係機関や保護者との連携	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		担当者会議には、児童の状況を一番把握している児発管が参画しています。	引き続き関係機関との連携は、児童の療育において大切な業務であるため、積極的に参加して参ります。
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		関係機関との会議にも参加し、行政、医療、相談支援、保育園等との情報共有に努めています。	今後も継続して情報の共有に努め、事業所からも積極的な問題提起や、情報の提供にも努め、児童の支援に反映させるよう努めて参ります。
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		現在、特別な医療ケアが必要な児童は在籍しておりません。	事業所は重症心身障がい児以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し受け入れ態勢、事業所のあり方について模索して参ります。
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		現在、特別な医療ケアが必要な児童は在籍しておりません。	事業所は重症心身障がい児以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し受け入れ態勢、事業所のあり方について模索して参ります。
	25 移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		移行支援に関しては、担当者会議等、話し合いの場を通して、それぞれの支援内容について情報共有を行っています。	今後もそれぞれの機関へ児童の課題や発達状況を広く情報の共有ができるよう連携を図って参ります。
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		就学前に、学校にて相談員や関係機関と共に会議を行っています。	今後それぞれの機関へ児童の課題や発達状況など、次のステップに繋がる情報共有ができるよう連携を図って参ります。
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		コロナ禍での対応で、ZOOM などを使用し、子ども部会の研修に毎回参加することで情報を得ています。	子ども部会・通所分科会が2カ月に1回開催されるので、ZOOMなどを通してこれからも積極的に参加し、研鑽に努めて参ります。
	28 保育所や認定子ども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		本年度は事業所発信の交流機会は持たせていたが、保育園や幼稚園に通っている児童は多く、個々で障がいのない子どもとの交流があると考えております。	現在コロナ過であり、交流会の開催は大変難しいため、保護者様のご意向を伺いながら、今後の検討課題と致します。
	29 (自立支援) 協議会子ども部会や地域の子どもの子育て会議等積極的に参画している	○		2カ月に1回、子ども部会・通所分科会が開催されており、ZOOMなどを通して参加しています。	現時点ではコロナ禍であるため、状況が落ち着くまでZOOM等を通して、子ども部会を始め、各種研修が行われる際は、これからの積極的に参加し、研鑽に努めて参ります。
	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		送迎時のやり取りや連絡帳等を利用して保護者様と児童の成長や変化等の情報交換を行い共通理解を深めています。	今後も引き続き情報提供と情報共有を図り、保護者様との信頼関係の構築と共通理解に努めて参ります。
保護者への説明責任等	31 保護者の対応力のある向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング）等の専門機関と連携し、支援を心がけております。	○		連絡帳等を通してご質問等にも応じ、支援を行い、ご要望や必要に応じて面談を行うなど、保護者様に寄り添った支援を心がけております。	家庭連携の機会を通して、保護者様のお話し頂く機会も増えてきています。今後も保護者様のご相談や悩み事が少しでも解決できるように、事業所からも積極的に働きかけを行って参ります。
	32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時に重要事項説明書、契約書を渡し、丁寧に説明しています。	毎回充分な時間を設け、丁寧な説明に努めていますが、ご質問があればいつでもご対応させていただきます。今後もご理解頂けるようご理解頂けるまでを徹底して参ります。
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		ガイドラインに基づいて支援計画を作成しています。保護者様へ支援計画の内容を示す中で、分かりやすい言葉を使ったり、現状のご説明丁寧に行っています。	今後も同様にご意向や児童の状況に応じ支援計画を作成し、丁寧な説明を心掛けて参ります。
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		悩み相談があった場合は、その都度助言、アドバイスを行うよう努めています。	保護者様との連携は大切な事柄だと認識しており、いつでもお悩みや、ご相談にも迅速に対応させて頂けるよう、今後も努めて参ります。
	35 父母の会等の開催を支援したり、保護者同士の連携を支援している	○		コロナ禍もあり、本年度は父母の会を開催する機会を持つことができませんでした。	コロナ禍にある現時点では保護者会は実施しておりませんが、今後の実施に関しても、まずはコロナ禍が落ち着いた後、検討を行って参ります。
	36 子どもや保護者からの相談や申入れとともに、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		現在までに重大な苦情を頂くことはありませんでしたが、相談があった場合は、速やかに対応させて頂けるように準備をしております。	保護者様からのご意見には、積極的に耳を傾け相談しやすい環境づくりに努め、日頃からご理解と、連携の取りやすい環境を目指して参ります。
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		季節ごとに「おたより」を発行しています。また、ホームページで事業所の活動内容をご紹介しています。サイトについては、保護者様へご案内を配布しています。	定期的な会報、ホームページでの活動報告は今後も行っていきます。
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	○		個人情報に関わる内容については、充分注意して取り扱っています。	個人情報記載された書類は、今後も取り扱いに充分注意を払い、また施設可能な場所に保管しています。
	39 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		児童には状況や特性に合わせた伝達方法を使い、保護者様にも連絡帳等を用いて、専門用語を避け、丁寧にタイミングを配慮した情報の伝達を心掛けています。	今後も、個々の特性に配慮しながら、正しい情報伝達と意思疎通にも関わらず、適切な手段に配慮して参ります。
	40 事業所の行事に地域住民を招く等の地域に開かれた事業運営を図っている	○		コロナ禍でもあり、また通所を公にしたくない保護者様もおられるため、今年度は、行事に地域住民をご招待する様な企画は行いませんでした。	現時点ではコロナ禍であり慎重に検討を行い、タイミングを図っている状況です。今後、事態の収束が見られた時点で、保護者様のご意向を踏まえ、地域イベントに児童をご参加したり、事業所主催行事に近隣の方々をお招きする等交流の機会を検討して参ります。
非常時等の対応	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各マニュアルはすぐに確認できる様、室内に掲示しています。	保護者様にも都度周知を続けて、確認しやすいよう掲示場所の配慮も行って参ります。
	42 非常災害の発生に備え、定期的避難訓練、救出その他必要な訓練を行っている	○		本年度も事前には児童には紙芝居等で防災学習を行い、学習を踏まえ、上での風水害や、不審者侵入を想定した避難訓練を行い、実施後、振り返りを行いました。火災訓練については今年度中に実施予定です。	児童の命を守ることを第一に考え、今後も火災、地震、風水害についての避難訓練を毎年定期的に継続して参ります。
	43 事前、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を把握している	○		初回アセスメントにて確認し、服薬状況等については、連絡帳に記載をお願いしています。	健康に関する情報の共有は特に重要なので、保護者様からしっかりと状況について確認出来る様努めて参ります。
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		アレルギーについては、各職員の把握できる様表にまとめ、おやつの際は毎回確認し提供しています。	アレルギーについては、利用開始時に保護者様へ確認し、必要場合は医師の指示書を事業所に提示して、今後も全職員が周知できる様努めて参ります。
	45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハットが発生した場合、詳細に記録に残して共有しに保管しています。事例集は職員間で共有し、定期的に振り返りを行い、再発防止、事故防止に努めています。	今後も一致録・事故防止のため、都度振り返るよう心がけて参ります。
	46 虐待を防止する等、適切な対応をしている	○		行政開催の研修に参加し、参加した職員から事業所職員へ伝達するための研修会を行っています。	虐待防止は、まず職員への共通理解が重要であるとされており、今後も繰り返し研修を行い、虐待が起きないように、しっかりと全職員に周知徹底に努めて参ります。
	47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命や身体を保護するためにやむを得ず身体拘束を行う場合はあらかじめ文書により保護者様の同意を得ております。	今後も原則として身体拘束は行わない基本姿勢を守りながらも、緊急時（部屋からの飛び出し、自傷行為、他者へ危害を加える可能性がある場合など）児童の命に関わる事象が起きた場合に限り、止むを得ず抱いた状態を移動させる場合があることなどを保護者様に十分に説明を行い、同意を得て、個別支援計画に記載しています。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。